

環境省 廃品回収の営業行為に 報告、立入を求める通知

一般家庭などから排出される使用済み家電製品などの収集、運搬といった営業行為に関する苦情や問い合わせが相次いでいるのを受けて、環境省は先月、自治体に対し事業者への報告徴収、立入検査の実施を求める通知を出した。

近年、一般家庭などから排出される家電製品など使用済み物品を収集、運搬する事業者が増加しており、その営業行為に対する苦情や問い合わせなどが都道府県や市町村に寄せられている。その中には、排出者に費用負担を求めるなど、廃棄物処理法に抵触する疑いのある事例も出ている。環境省は今回の通知

で、使用済み物品の無料引き取りや著しく安値で買い取る場合でも、廃棄物の疑いがあると判断できる際には報告徴収、立入検査を実施すること。無許可営業や不法投棄などの違反行為に該当する事実が確認された場合は、捜査機関に告発するなど、必要な措置を講じることを求めている。

「行政処分の指針について」(環境産発第050812003)には、廃棄物処理法に基づき報告徴収、立入検査は、処分業許可を持つ事業者だけでなく、廃棄物の疑いがある物品の収集や運搬、処分を行う者に対しても求めることができる。